

木造住宅の耐震化に関する補助金のご案内

小千谷市では、木造住宅の耐震化を推進するため、耐震診断を受ける方や改修工事を行う方へ補助金を交付します。

【申請・問い合わせ】 建設課建築住宅係 ☎0258-83-3514 FAX 0258-83-2789
(市役所 3 階) ✉kensetu-kj@city.ojiya.niigata.jp

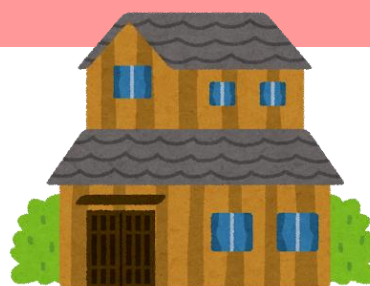
申請受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火） ～ 11 月 28 日（金）

※ただし、申請受付期間内であっても予算額に達した場合は受付を終了します。

補助の対象となる住宅

- 次のすべての要件を満たす住宅が対象です。
- 小千谷市内に所在し、現に居住の用に供されている一戸建て住宅
 - 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅
 - 主要構造部（壁、柱、床、屋根）の大部分が木造である住宅
- ※過半以上が居住部分である併用住宅も対象とします。
※高床式住宅も対象としますが、高床部分は診断の対象外となります。



補助事業の種類と補助額

1 耐震診断費の補助

対象部分の延べ床面積	耐震診断料	補助金額	自己負担額
70 ㎡以下	70,000 円	60,000 円	10,000 円
70 ㎡超 175 ㎡以下	80,000 円	70,000 円	
175 ㎡超	100,000 円	90,000 円	

2 耐震改修工事費の補助

1 耐震診断の結果に基づき改修工事等を行う場合に、その費用の一部を補助します。

工事の種類	診断結果	対象工事内容	補助率	補助上限額
ア 全体改修工事	上部構造評点 1.0 未満	住宅全体を耐震改修する工事	4/5	140 万円
イ 部分改修工事 (1 回目)	上部構造評点 0.7 未満	住宅全体または部分的に耐震改修する工事	4/5	60 万円
ウ 部分改修工事 (2 回目)		部分改修工事 (1 回目) を行った方で、住宅全体を耐震改修する工事	4/5	60 万円
エ シェルター設置工事	上部構造評点 1.0 未満	耐震シェルターを設置する工事	4/9	40 万円

※イ・ウ・エについては、高齢者または障がい者を含む世帯のみが対象です。

耐震診断～改修の流れ

1 耐震診断

耐震診断料は対象となる延床面積によって異なりますが、自己負担額が 1 万円となるよう、耐震診断料から 1 万円を差し引いた額が補助金額となります。

この制度で行う耐震診断は、(財)日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」における一般診断法（原則、地震での倒壊の可能性について判断するもの）により実施します。

(財)日本建築防災協会等が行う講習会を修了した耐震診断士で、小千谷市に診断士登録をしている方が、主に内外観（建物の形状、壁量、壁の材質、建物の劣化状況など）から診断を行います。なお、診断の際に壁材などを剥がしたり傷付けたりすることはありません。

○申請／【着手前】

- ☐ 木造住宅耐震診断申込書 ☐ 木造住宅耐震診断費助成金交付申請書
- ☐ 対象住宅の「固定資産税 土地・家屋課税明細書」（毎年春に税務課から届くもの）の写し
- ☐ 対象住宅の写真（建物全景を正面・後ろなど複数方向から撮影したもの）
- ☐ 契約書または見積書の写し（診断士を市に一任する場合は不要です）

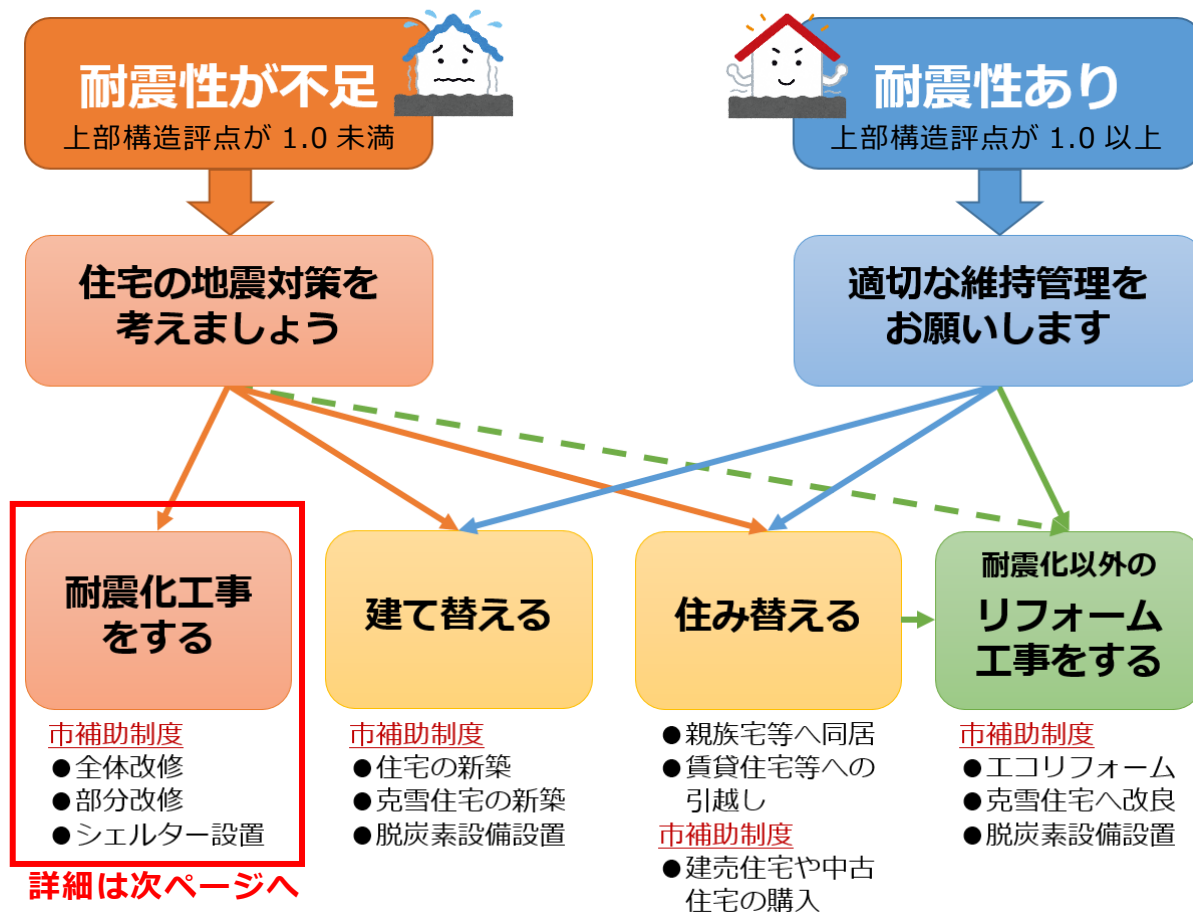
【代理受領をする場合は、下記の書類も必要です】

- ☐ 木造住宅耐震診断費助成金代理受領届出書

○実績報告／令和 8 年 3 月 20 日（金）まで

- ☐ 木造住宅耐震診断費助成金実績報告書
- ☐ 耐震診断報告書（診断士が結果を取りまとめた書類）の写し
- ☐ 領収書の写し
- ☐ 振込口座を確認できる書類（通帳表紙裏面の写しなど）

●耐震診断の結果…



2 耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の住宅に対して耐震全体改修工事を行う場合、その工事費の一部を補助します。ただし、高齢者や障がい者を含む世帯については、部分改修工事やシェルター設置工事を選択することもできます。

工事の種類	対象工事内容
ア 全体改修工事	住宅全体を耐震改修する工事 ・ 上部構造評点 1.0 未満の住宅を 1.0 以上にする
イ 部分改修工事 (1 回目)	住宅全体または部分的に耐震改修する工事 ・ 上部構造評点 0.7 未満の住宅を 0.7 以上にする ・ 上部構造評点 0.7 未満の 2 階建住宅の 1 階部分を 1.0 以上にする
ウ 部分改修工事 (2 回目)	部分改修工事 (1 回目) を行った方で、住宅全体を耐震改修する工事 ・ 住宅全体の上部構造評点を 1.0 以上にする
エ シェルター 設置工事	耐震シェルターを設置する工事 ・ 上部構造評点 1.0 未満の住宅の 1 階部分に耐震シェルターを設置する

※イ、ウ、エについては、高齢者または障がい者を含む世帯のみが対象です。

※ア、イについては、対象工事費に設計及び工事監理に要する費用を含むことができます。

※ウについては、対象工事費に工事監理に要する費用を含むことができます。

※耐震化を伴わない部分のリフォーム工事（内・外装や住宅設備等）は対象外です。

※耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 以上あり、耐震改修の必要なしを診断された住宅は、耐震改修に係る補助を受けることができません。

○申請／【着手前】

※耐震診断と同一年度の申請に限り、重複する書類は省略可

- ☐ 木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書
- ☐ 対象住宅の所有者、建築年が確認できる書類（「固定資産税 土地・家屋課税明細書」等）の写し
- ☐ 耐震診断報告書（上部構造評点が確認できる部分の写し）
- ☐ 改修工事計画書 ☐ 位置図（付近見取図）
- ☐ 耐震改修工事費見積書および工事請負契約書の写し
- ☐ 耐震改修設計および工事監理契約書の写し
- ☐ 市税の未納のない証明書

【部分改修工事・シェルター工事の場合は、下記の書類も必要です】

- ☐ 高齢者または身体障がい者を含む世帯であることを証明する書類
（世帯全員の生年月日が記された住民票の写し、身体障害者手帳の写しなど）

【代理受領をする場合は、下記の書類も必要です】

- ☐ 木造住宅耐震診断費助成金代理受領届出書

○実績報告／報告期限：令和 8 年 3 月 20 日（金）

※耐震診断と同一年度の申請に限り、重複する書類は省略可

- ☐ 木造住宅耐震改修工事費補助金実績報告書
- ☐ 補助対象工事後の耐震診断書の写し
- ☐ 工事監理者が補助対象工事中的内容を確認した監理状況報告書
- ☐ 施工箇所の施工状況がわかる写真（工事中、完成後）
- ☐ 領収書等の写し
（設計費を含む場合は、工事と設計の両方の領収書が必要です）
- ☐ 振込口座を確認できる書類（通帳表紙裏面の写しなど）



No.	氏名	所属・連絡先
1	長谷川 健	長谷川建築事務所 ☎82-3147 (城内 1)
2	大平 実	(有)大平建設 ☎84-2354 (高梨町)
3	広井 年郎	(有)アクトホーム ☎82-7990 (稗生)
4	広井 徹	(有)アクトホーム ☎82-7990 (稗生)
5	鈴木 秀信	(株)鈴木建築 ☎82-3417 (土川 1)
6	郷 勇	(株)郷建築事務所 ☎82-1134 (平沢 2)
7	横山 美穂	(株)郷建築事務所 ☎82-1134 (平沢 2)
8	大淵 一喜	大淵産業(株) ☎86-2053 (岩沢)
9	大淵 恵子	大淵産業(株) ☎86-2053 (岩沢)
10	池田 励	池田建築事務所 ☎83-2492 (木津町)
11	西方 邦夫	西方設計事務所 ☎82-3788 (平成 1)
12	池田 利夫	西方設計事務所 ☎82-3788 (平成 1)
13	田村 進	第一設計 ☎82-5105 (土川 2)
14	石田 清	(有)宮下建築設計事務所 ☎82-3037 (木津町)
15	井口 一富	(有)井口建築設計事務所 ☎82-3294 (城内 1)

No.	氏名	所属・連絡先
16	南雲 丈克	(有)南雲住建 ☎82-7650 (千谷)
17	南雲栄三郎	(有)南雲建築工業 ☎83-3528 (小栗田)
18	吉田 秀夫	(株)吉久建設 ☎33-1018 (長岡市)
19	山田奈緒子	(有)星野工務店 ☎82-5652 (三仏生)
20	今井 茂	(有)井口建築設計事務所 ☎82-3294 (城内 1)
21	新保 計雄	神保計雄建築設計事務所 ☎82-8284 (千谷)
22	金内 寿和	金内設計事務所 (長岡市) ☎090-3083-5351
23	渡邊 慎	パナソニックリビング(株)首都圏・関東社 ☎025-260-7201 (新潟市)
24	久力 正通	(有)サトウクリキ設計事務所 ☎36-3533 (長岡市)
25	本西理恵子	道理気設計室 (平沢 2) ☎090-6176-8038
26	堀井 博	まんなみ一級建築設計室 ☎080-6563-0353 (柏崎市)
27	山田 剛	山田建工(株)一級建築士事務所 ☎025-756-2752 (十日町市)

